

第 4 回 柔道整復診療と療養費の問題協議会レジメ

柔道整復診療と療養費の問題協議会

代表代行 早津 泰治

(試案 修正版)

(仮称) 療養費受領認定柔道整復師制度と 療養費受領委任払いにかかる診療基準

はじめに

第 1 回及び第 2 回 柔道整復診療と療養費の問題協議会の結果を踏まえて下記試案を作成しました。但し、この中にはこれまでの協議会において十分に協議されていない事項、あるいは全く協議されていない事項も含まれております。例えば、(仮称) 療養費受領委任払運営協議会の創設、適格基準の設定などがそれです。これらを含めて第 3 回の協議会において、参加者のご意見を賜り修正・追加する予定でおります。

尚、下記試案は骨太案であって詳細については第 4 回協議会終了後、検討会を開催して詳細を検討する予定でおります。下記試案は、現在の各団体が存在することを前提とし、多くの団体がそれに参加できるよう配慮しております。集合研修及び臨床研修は各団体において自主的に行うことが前提となっております。

この各研修を受ける柔道整復師は、それぞれの団体が主催する研修を受け審査システム（認定委員会）を通して、その認定が受けられることとなります。政府からの予算支援を受けずに業界の自己負担の中で、このシステムを構築しました。これによって政府の協力が得られやすいものと思っております。

1. 療養費受領委任払制の乱用防止対策は 2 つの観点から規整することが望ましい。

療養費受領委任払制をその乱用から守り、これを適正且つ合理的なシステムとして構築する為には、結局のところ、療養費受領委任払にかかる診療を（以下、療養費診療と略称）の適格性を保持することに尽きる。その為には、以下 2 点の観点からこれを規律しておく必要がある。

その 1. 療養費診療は公的資金によって行われるものであるから、それに適した内容のものでなければならない。つまり、柔道整復診療の「適格性の基準」の設定が必要となる。

その 2. 柔道整復師の医療家としての「質」の確保とその平準化が求められる。

2. 療養費診療の適格基準

1) 治癒を目的とした診療であること。

(イ) 負傷原因とその部位を明確にすること。負傷原因が明らかでないものについては、その痛みや運動制限の程度・内容を詳細にしてその負傷状況を出来るだけ特定すること。

(ロ) 初診又は再検（診）の時点で治癒見込みを立て、治療計画を明確にした治療であること。

(ハ) 長期治療、多部位治療が見込まれる時は、その理由を出来るだけ具体的に記録すること。

(ニ) 2 回目以降の治療にあたっては、各治療毎にその時点の回復状況を記録すること。

(ホ) 5回以上の治療もしくは1ヶ月以上の治療期間で治癒見込みが不明の場合は、治療方針を変える等の処置を取ること。

- 2) 柔道整復治療に親しまない治療の禁止—転医指導
- 3) 医師と重複診療の場合、医師の同意を得ること、又は医師の同意を得られない場合は、医師の治療内容と重複した治療ではないことを記録すること。
- 4) 全身の不調の訴えによって全身治療を必要とする時は、その理由を明確にし、その負傷状況を具体的に記録すること。
但し、その場合の部位数は3部位として療養費を計算すること。
- 5) 他の施療を併用した場合は、その理由と併用治療の時間的順序及び部位を記録すること。

3. 柔道整復師の「医療家」としての「質」の確保と平準化の為のシステムとしての療養費受領認定柔道整復師制度の構築（制度設計）

尚、この制度構築は“接骨医”の創設案を否定するものではなく、これが実現するまでのものとして有効なものとする。

- 1) 現行の養成制度では、資格試験の準備教育等にとらわれ柔道整復師の「医療家」としての「質」の確保・平準化を期待することが困難である。
- 2) 柔道整復師のうちで、特に療養費診療を行うことを希望するものは、一定の認定を受けなければならないものとする。この認定を受けたものを（仮称）療養費受領認定柔道整復師（以下、認定柔道整復師と略称）という。
- 3) 療養費受領委任によって療養費の支給を行う保険者は認定柔道整復師に対し、直接、そのものなした下記の基準に適った診療に限って療養費を支給する。それ以外の診療については、療養費償還払による。
- 4) 研修システム

(a) 集合研修（講義・セミナー方式・研究発表）

(1) 集合研修科目と研修時間（23時間）

- (イ) 基礎医学 300分
- (ロ) 臨床に係わる解剖学・生理学・内科学・感染学・神経内科学
組織学・その他 420分
- (ハ) 柔整理論・柔整診断学（リスクマネジメント・鑑別診断を含む） 240分
- (ニ) 倫理学（ケーススタディー方式） 180分
- (ホ) コミュニケーション学 120分
- (ヘ) 療養費の請求に関する知識と実践 180分
- (ト) 研究発表

(b) 臨床研修

(1) 臨床研修と研修時間

	未経験者	5年未満	5年以上
一般研修	1年間	6ヶ月	—
専門研修（特化された治療の研修）	6ヶ月	4ヶ月	3ヶ月

(2) その他

- (イ) ボランティア活動 64時間（医療に関連していないボランティア活動でも可）
- (3) 研修—各柔道整復師団体が行う研修に参加
- (4) 臨床研修の場所

(イ) 7年以上療養費治療についての臨床経験を有する柔道整復師のいる施術所（治療所）の指導の下での研修

(ロ) 保険指定等を受けている整形外科病院（医院も含む）での研修

※上記いずれかで臨床研修を受けること。

5) 考査システム—認定委員会による審査

構成員：医師（15名）・柔道整復師（15名）保険者、患者代表者及び学識経験者等（15名）・事務局（10名）計55名

編成：1チーム（医師3名・柔道整復師3名・保険者、患者代表者及び学識経験者等3名・事務局2名）計11名として5チーム作る。

審査方式：口頭試問・集合研修履修報告書・臨床研修報告書・ボランティア活動報告書・研究発表報告書などに基づいて行う。

6) 研修・考査の各システムを統括する部門—（仮称）療養費受領委任払運営協議会の設置

(イ) 現行の柔道整復師団体のうち2団体以上のものが作る（仮称）療養費受領委任払運営協議会（以下、運営協議会と略称）が行う。その運営協議会の費用、その他は運営協議会を構成する各柔道整復師団体が負担し協議して決定し、その内容をホームページで公開する。考査システムの構成員の選任等は上記の運営協議会で行う。但し、運営協議会は任意組織とする。また、1つの団体で考査システムの認定委員会の構成員の選任を行うこともできる。

(ロ) 2団体以上で構成された運営協議会の事務局は、運営協議会を構成している各団体が持ち回りとする。また、引き継ぎについては十全に行えるようなシステムを構築する。

7) 認定有効期間5年として、更新を希望するものは集合研修のうち2つ以上の研修科目を履修すること。

8) 認定申請費用は、受講者負担。

4. 不正・不当請求者に対する対策と再教育

1) 保険者側及び知事・厚生局長が、不正・不当請求の決定をしたものに対しては、その認定を取消し、1年間は再認定申請をすることができないものとする。（認定の取消は、5年間で自動復活するものではない。）

2) 保険者より、不正・不当請求の勧告を受けたものは、集合研修の科目のうち療養費請求科目の他、3科目以上の研修を受けるものとする。

5. 厚生労働省、保険者による支援

上記認定システムは柔道整復業界が自らの費用をもって自律的に行うものであるが、厚生労働省の支援のもとに保険者との間に各柔道整復師との間で協定を締結して行うことが予定される、したがって、現行の日整の協定及び個人契約の方式は廃止され、それに代わって個別に協定を結ぶこととなる。この点から、このシステムとして保険者の理解と支援を前提とするものであり、政府の強い支援をお願いすることになる。

6. 財団法人柔道整復研修試験財団の実施している柔道整復師卒後臨床研修との関連性について、財団との協議にて借用可能なものはこれと連携することを検討。

以上